

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

① 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法及び会津若松市職員安全衛生管理規則に基づき、安全衛生委員会を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

② 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

令和5年度の実施状況は、次のとおりです。

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数
定期職員健康診断	市・上下水道局	1,237人	1,194人
石綿健康診断	上下水道局	0人	0人
乳がん検診	市・上下水道局	204人	115人
子宮がん検診	市・上下水道局	297人	136人
VDT 検診	市・上下水道局		256人

③ 会津若松市職員共助会の事業

地方公務員法第42条に基づき会津若松市職員共助会を設置し、市交付金と会員掛金により、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

項目	内 容
会員数 ※	1,113名（令和6年4月1日現在）
市交付金額	10,769千円（令和5年度決算）
市交付金の使途	人間ドック受診時の一部助成及び事務局運営費

※令和5年度より会員数に会計年度任用職員を含む

(2) 公務災害等の状況

	4年度末 未認定件数	5年度中 申請件数	5年度中認定状況				5年度末 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	0	6	6	0	0	6	0
通勤災害	0	4	4	0	0	4	0
合計	0	10	10	0	0	10	0

(3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する審査請求の制度により保護されています。

① 勤務条件に関する措置要求制度

法第46条により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者より適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

② 不利益処分に対する不服申立て制度

法第49条により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、公平委員会に審査請求をすることができる制度。

これらの制度に関する令和4年度の状況は、「11 勤務条件に関する措置の要求の状況」及び「12 不利益処分に関する審査請求の状況」のとおりです。